



厚生労働省福島労働局発表
平成29年10月17日

担 当	福島労働局 労働基準部 賃金室
	室長 白井良一
	賃金指導官 宗像京子
	電話 024-536-4604

県内5業種の特定（産業別）最低賃金を各々16円引上げ

－福島地方最低賃金審議会が答申－

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長 鈴木和郎）は、福島県内5業種の最低賃金について、9月下旬から各々専門部会を設置し審議してきたところ、本日までに、福島労働局長（島浦幸夫）に下表のとおり改正するよう順次答申しました。
- 2 改正される金額は、公示等の手続を経て、年内に順次発効する予定です。
- 3 福島労働局では、改正された最低賃金額の周知・広報に努めるとともに、その遵守徹底を図ってまいります。

特定（産業別）最低賃金の種類	現行 時間額	引上額	改正 時間額	発効予定年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 <small>（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）を除く）</small>	782円	+16円	798円	平成29年11月26日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	816円	+16円	832円	平成29年12月6日
輸送用機械器具製造業最低賃金	818円	+16円	834円	平成29年12月9日
自動車小売業最低賃金 <small>（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く）</small>	815円	+16円	831円	平成29年12月9日
非鉄金属製造業最低賃金	831円	+16円	847円	平成29年12月16日

特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、当該業種に属する事業場に使用される労働者に適用されます。

また、特定（産業別）最低賃金の適用が除外される労働者は次のとおりで、除外労働者には福島県最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業にあつては、上記①～③のほか、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

参 考

- 「最低賃金」とは？
使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。
- 「最低賃金の種類」とは？
都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定の産業について定められた「特定（産業別）最低賃金」があります。
- 「地域別最低賃金」とは？
産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに最低賃金が定められおり、県内では10月1日から748円（時間額）が適用されています。
- 「特定（産業別）最低賃金」とは？
特定の産業に設定されている最低賃金です。関係労使が、基幹労働者を対象として「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国では230件の最低賃金が定められています。